

# 山口県報

平成25年  
1月15日  
(火曜日)

## 目次

○告示	一
保安林指定の解除(美祢市)(森林整備課)	一
保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)	一
保安林予定森林(秋市)(森林整備課)	二
○公告	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	三
岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	三
由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	四
岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課)	四
岩国都市計画臨港地区の変更の案の縦覧(都市計画課)	四
建築士の免許の取消し(建築指導課)	五
○教委公告	五
契約の締結	五
○選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	六
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	六

### 山口県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字栗ヶ坪一五七一の一・一五七一の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 保安林予定森林の所在場所

岩国市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定実施要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準



とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年二月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人ダンデライオン  
代表者の氏名 立川 邦廣  
主たる事務所の所在地 柳井市中央二丁目一〇番一八号

(一三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年二月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人クリスタル  
代表者の氏名 亀田 新司  
主たる事務所の所在地 岩国市車町二丁目七番二五号

(一四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十四年八月二十一日山口県公告(四〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十五年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店  
所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一五) 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
岩国都市計画区域の全域
- 三 変更の内容  
区域区分の決定の有無及びその方針、都市計画の目標並びに主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
平成二十五年一月十五日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課、岩国市都市建設部都市計画課及び和木町役場

(一五) 由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（仮称）の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（仮称）

二 都市計画を変更する土地の区域

由宇都市計画区域の全域、玖珂都市計画区域の全域及び周東都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年一月十五日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

(一六) 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市新港町二丁目、飯田町二丁目、多田、日の出町、牛野谷町一丁目、南岩国町四丁目、青木町三丁目及び長野

三 都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年一月十五日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

(一七) 岩国都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画臨港地区装港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市装束町一丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年一月十五日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画臨港地区室の木臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市飯田町二丁目、日の出町及び三角町三丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年一月十五日から二週間  
五 都市計画の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画臨港地区藤生臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市藤生町一丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の縦覧期間

平成二十五年一月十五日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

(二八) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
山崎 敏	二級建築士	第六九六号	平成二五、一、四	死亡

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十五年一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁社会教育・文化財課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

山口県生涯学習情報提供システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年十二月二十五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町一番二〇号

六 契約金額

三千四百六十五万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年一月十五日

山口県選挙管理委員会公告 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届年月日)
岡崎巧後援会	松岡 義典	岡崎 泰江	長門市日置上372の2		平成24、12、6
松田規久夫後援会	大野 勝美	脇谷 猛	熊毛郡田布施町大字波野211の1		〃 〃 21
渡辺雅春後援会	宮本 一則	福田 隆	長門市東深川365の11		〃 〃 6

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年一月十五日

山口県選挙管理委員会公告 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県第二選挙区支部	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成24、12、28
金崎修三後援会	事務所	長門市仙崎2616の2	長門市東深川7861の4	〃 〃 26
村中洋後援会	代表者 会計責任者	山迫 健一	寺西 邦彦	〃 〃 19
		河原 一輝	山迫 健一	

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による届出

平成二十五年一月十五日印刷  
平成二十五年一月十五日発行

発行人 山口県知事

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年一月十五日

山口県選挙管理委員会公告 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
阿部かつみ後援会	阿部 克己	一倉 輝男	光市虹ヶ丘4丁目40番11号	平成24、12、10
すべての県民の安心・安全に全力をつくす会	咲賀 信幸	有近真里代	山口市惣太夫町1番15号	〃 〃 14
中村美子後援会	中村 美子	鶴田 進	大島郡周防大島町大字榎野1767	〃 〃 15
二井せきなり後援会	藤井 康宏	田中 允	山口市前町8番37号	〃 〃 20
弘中正後援会	佐伯 幸夫	原田 宏志	防府市大字下右田281の1	〃 〃 30
藤野文彦後援会	安達 健治	池田 孝治	〃 牟礼今宿1丁目8番38号	〃 〃 26
三村建治後援会	永松 泰	内田 直史	長門市油谷後畑66	平成22、3、20

山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第三項の規定による届出があった回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年一月十五日

山口県選挙管理委員会公告 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日)
		名称	代表者の氏名	
阿部 克己	光市議会議員	阿部かつみ後援会	阿部 克己	平成24、12、10